

平成24年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部訂正（H24.4.18現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
A100-00	301026870	重症児（者）受入連携加算（一般病棟入院基本料）	5	施設基準	3090	3096	平成24年4月診療分から適用
A208-03	301023670	救急・在宅重症児（者）受入加算	5	病院・診療所区分	1	0	平成24年4月診療分から適用
H000-00	308001710	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（要介護被保険者等・廃用症候群以外の場合）（1単位）	5	入外適用区分	1	0	平成24年4月診療分から適用
H000-00	308001810	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（要介護被保険者等・廃用症候群の場合）（1単位）	5	入外適用区分	1	0	平成24年4月診療分から適用
H000-00	308001910	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（要介護被保険者等・廃用症候群以外の場合）（1単位）	5	入外適用区分	1	0	平成24年4月診療分から適用
H000-00	308002010	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（要介護被保険者等・廃用症候群の場合）（1単位）	5	入外適用区分	1	0	平成24年4月診療分から適用
H000-00	308002110	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（要介護被保険者等・廃用症候群以外の場合）（1単位）	5	入外適用区分	1	0	平成24年4月診療分から適用
H000-00	308002210	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（要介護被保険者等・廃用症候群の場合）（1単位）	5	入外適用区分	1	0	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309011930	抜髄即充（1歯につき）（単根管）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309012030	抜髄即充（1歯につき）（単根管）（訪問診療加算）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309012130	抜髄即充（1歯につき）（2根管）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309012230	抜髄即充（1歯につき）（2根管）（訪問診療加算）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309012330	抜髄即充（1歯につき）（3根管以上）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309012430	抜髄即充（1歯につき）（3根管以上）（訪問診療加算）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309012530	抜髄即充（1歯につき）（歯髄温療法後3月以内）（単根管）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309012630	抜髄即充（1歯につき）（歯髄温療法後3月以内）（単根管）（訪問診療加算）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309012730	抜髄即充（1歯につき）（歯髄温療法後3月以内）（2根管）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309012830	抜髄即充（1歯につき）（歯髄温療法後3月以内）（2根管）（訪問診療加算）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309012930	抜髄即充（1歯につき）（歯髄温療法後3月以内）（3根管以上）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309013030	抜髄即充（1歯につき）（歯髄温療法後3月以内）（3根管以上）（訪問診療加算）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309013130	抜髄即充（1歯につき）（直接歯髄保護処置後1月以内）（単根管）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309013230	抜髄即充（1歯につき）（直接歯髄保護処置後1月以内）（単根管）（訪問診療加算）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309013330	抜髄即充（1歯につき）（直接歯髄保護処置後1月以内）（2根管）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用

区分番号	診療行為 コード	基本漢字名称	変更 区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
I005-00	309013430	抜髄即充（1歯につき）（直接歯髄保護処置後1月以内）（2根管）（訪問診療加算）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309013530	抜髄即充（1歯につき）（直接歯髄保護処置後1月以内）（3根管以上）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I005-00	309013630	抜髄即充（1歯につき）（直接歯髄保護処置後1月以内）（3根管以上）（訪問診療加算）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I006-00	309013730	感根即充（1歯につき）（単根管）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I006-00	309013830	感根即充（1歯につき）（単根管）（訪問診療加算）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I006-00	309013930	感根即充（1歯につき）（2根管）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I006-00	309014030	感根即充（1歯につき）（2根管）（訪問診療加算）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I006-00	309014130	感根即充（1歯につき）（3根管以上）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用
I006-00	309014230	感根即充（1歯につき）（3根管以上）（訪問診療加算）	3		新	設	平成24年4月診療分から適用